

令和 7 年度
行政視察報告書

遊佐町議会
議会運営委員会

1 観察日程

令和7年12月18日(木)～19日(金)

2 観察者

議会運営委員会

委員長 遊佐 亮太
副委員長 那須 正幸
委 員 土門 治明
委 員 渋谷 敏
委 員 伊原ひとみ

遊佐町議会

議 長 高橋 冠治

(随行者)

議会事務局
事務局長 菅原 潤

3 遊佐町議会会議規則第74条による派遣について

議長に対する派遣承認要求 令和7年11月21日

議長の承認 令和7年11月21日

4 行政視察の報告

第585回議会（議長報告）による

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 福島県川俣町 議会・議員の役割整理 | P. 1 ~ |
| 2. 宮城県女川町 議員養成塾 | P. 6 ~ |
| 3. 総括 | P. 10 ~ |

観察1 ／ 福島県川俣町 議会・議員の役割整理

観察日：令和7年12月18日(木)

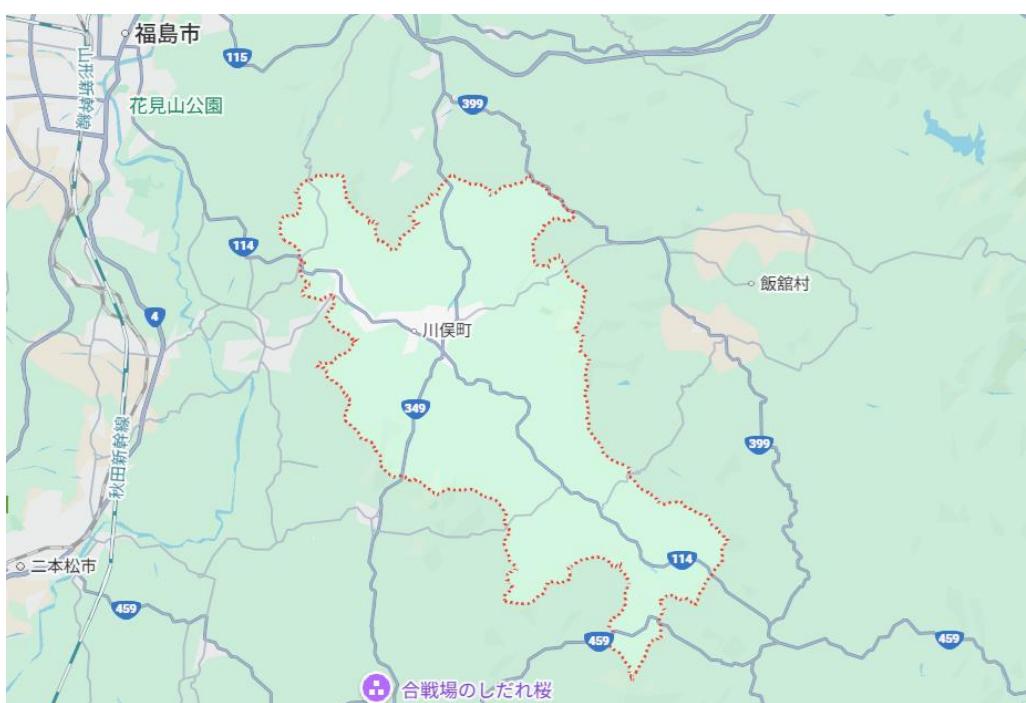
13:15~15:15

説明者 福島県川俣町

議会運営委員会	委員長 石河 ルイ氏
	委 員 菅野 信一氏
	委 員 高橋 文雄氏
オブザーバー	議 長 高橋 道也氏
	副議長 菅野 清一氏
議会事務局	事務局長 佐藤 哲也氏
	庶務係長 斎藤健太郎氏
	主事 柳沼 舞奈氏

【川俣町概要】

- ・川俣町（かわまたまち）は、福島県中通り地域、阿武隈高地北部の丘陵地域に位置し、伊達郡に属する町。
- ・人口：約10,600人、面積：約127km²。
- ・歴史的に養蚕業が盛ん。近年はそれに代わり、自動車部品・電子部品製造などの工場が立地。新たな特産物として「川俣シャモ」がPRされている。現在は全て解除されているが、福島第一原子力発電所事故により町域の一部が避難指示区域として指定された。



第1 観察の目的

人口減少が進む中で、議員定数についての検討は常に行う必要がある。また、物価上昇と議員のなり手不足という状況を鑑みれば、議員報酬の検討も進める必要がある。それらを進めるにあたり、手続の正当性（議会内での合意形成、町民理解、第三者機関の活用）を確保しつつ、議会改革全体の中で位置づけていく視点が不可欠である。川俣町議会は、令和2年12月から令和4年12月までの2年間にわたり「議会改革等に関する調査特別委員会」を設置し、議会・議員の役割整理を起点に、住民参加や情報公開のあり方、委員会活動を含む議会機能の強化、議員報酬・議員待遇までを一体で検討し、最終報告書と決議を取りまとめている。

本観察では、①特別委員会の運営（調査方法、先進事例調査、委員間協議の進め方）、②町民アンケート等の住民参加手法、③一般質問・議会運営改善の具体策、④報酬等審議会を経た報酬改定の手順、⑤最終報告書後の行動計画による点検・改善の枠組みを把握し、遊佐町議会の議会改革（特に議員定数・報酬の検討手順の整理）に活かすことを目的とした。

第2 取組の概要

「議会改革等に関する調査特別委員会」は2年間で計35回開催され、資料調査、オンライン観察、先進地への現地観察等を通じて議論を積み上げ、最終報告書と決議として整理している。

（1）調査体制・経過

特別委員会は7名で構成され、資料調査のほか、先進議会として北海道芽室町議会や神奈川県葉山町議会・開成町議会などを調査対象とした。令和3年9月には町民アンケートを実施し、配布973部、回収394部を得て基礎資料とした。

（2）最終報告書における主な調査結果報告

最終報告書では、次の4項目を柱として、調査結果と提案を取りまとめている。

①議会・議員の役割・あり方

【1】議会基本条例の制定について

・条例制定の是非を検討し、まずは改革の実行を優先し、将来的な整備の検討を課題とした。

【2】議員の研修機会、資質向上のあり方

・事前学習と事後協議の徹底、研修成果の共有等により政策立案力を高めることを提案。

【3】諸課題対応・政策提言

・「地域を経営する」視点で政策提言機能を強化し、町民の期待に応える必要性を整理。

②議会への住民参加のあり方

【1】議会に関する住民アンケートについて

- ・議会運営の効率化、住民意見の集約と反映のため実施し、結果を公表し議論に活用。

【2】町民意見を反映するための広報公聴

- ・住民参加の手法として、「議会モニター制度」の導入を検討。

③議会の機能強化、議会運営の適正化

【1】一般質問のあり方、議案説明・質疑等のあり方

- ・通告様式を統一し、議員の発言に改善余地ありと判断される際の対応を整理。

【2】会議規則等の見直し検討について

- ・欠席事由や請願等の手続を含め、時代に即した見直しを実施。

【3】議選監査委員のあり方

- ・議員、町長から委嘱される監査委員、二重身分の役割と議会活動の整理を課題提示。

【4】議会DX、ICTの推進

- ・タブレット導入、SNS活用、動画配信等の情報共有、公開の高度化を検討。

【5】政策系2つの常任委員会の機能強化

- ・調査活動の充実と政策提言への接続を提案。

【6】その他

- ・当局との情報共有のあり方、議会事務局の人員配置などを整理。

④議員報酬、議員待遇のあり方

【1】議員報酬について

- ・特別委員会設置段階で228,000円であり、平成7年10月以降、変動がなかった。
- ・過去に設置された議会改革等に関する調査特別委員会では、平成22年12月報告で「町議会議員の報酬を生活給と明確に位置づけ、議員の身分と生活を補償する制度にすべき」、平成26年12月報告で「議員については町職員係長相当職、(中略)が報酬として必要である」と結論付けられ、議員の報酬額を264,500円と明確に示したが、実現されなかった。

- ・住民アンケートでは、解説を付したうえで「あなたが議員に立候補するとして、この議員報酬月額は妥当だと思いますか。」の設問に回答してもらった。全体の半分が「妥当」と回答し、「高い」が22%、「安い」が18%、そのほか「無回答」が10%であった。回答理由を聞いた自由記載の内容から、町民の「議員は、もっと町民福祉向上のために働いてほしい」という、期待の批判の両方が現れた結果であると分析している。

- ・先進議会として調査を行った、神奈川県の葉山町議会は、町村議会としては議員報酬が最高額の月額40万円であった。これまで、適正な報酬額に見直すよう、繰り返し町民から陳情書が提出されていたが、識者である江藤俊昭氏(大正大学社会共生学部教授)が提唱した「活動内容を踏まえた原価方式(以下、「原価方式」という)」により、議会・議員活動量を1年間にわたって計測し、算出した結果、「適正額である」

という結果が得られ、公表したことにより、以後、同様の陳情書は提出されなくなつたという。

- ・町民理解を得る手順として報酬等審議会の活用等を整理し、最終報告後、報酬等審議会の答申を踏まえて条例改正により議員報酬を増額（令和5年7月施行）した。
- ・改定前、改定後の額については以下の通り。

役職名	改定前	改定後	引上額
議長	338,000円	412,000円	74,000円
副議長	254,000円	310,000円	56,000円
議員	228,000円	278,000円	50,000円

【2】議員定数について

- ・定数の考え方や将来見通しを整理し、議会機能確保の観点から検討を進め、現行の「議員定数12人を堅持すること」と結論付けた。

(3) 報告書・決議後の実装

最終報告書及び決議の取りまとめ後、議会改革の取組を「議会改革行動計画」として整理し、年度ごとに取組と実績を点検・評価しながら改善を図る枠組みを運用している。

第3 主な調査事項

(1) 特別委員会の設置に至るまでの経緯、検討テーマの設定方法

- ・過去の特別委員会報告で報酬増を示したが、実現に至らなかった。
- ・当時の議員任期中に引き上げることを決意し、改めて特別委員会設置を行った。
- ・検討テーマは特別委員会の議論の中で決定した。

(2) 町民アンケートの設計と結果の活用

- ・議員と接する機会のある層を中心にアンケートを直接依頼した。
- ・議員活動の実態を知らなければ報酬の多寡について正確な回答は得られないという割り切りがあった。
- ・議会・議員の役割再定義にアンケート結果は活用された。

(3) 最終報告書の取りまとめと決議

- ・令和3年12月議会での中間報告を経て、令和4年12月議会において最終報告がなされた。
- ・特別委員会を中心に取りまとめが行われ、全議員参加は限定的だった。

(4) 議員報酬・議員待遇の議論の進め方

- ・中間報告時点では未着手で、本格的な議論は令和4年1月以降に行われた。
- ・議員報酬増については全議員賛成だったが、引上幅や実施月については異論があった。
- ・報酬増は2～10万円の幅を持たせて提案し、審議会で額が決定した。
- ・平成27年に議長が決まらないという時期があり、住民から議員定数減の条例改正の直接請求が出され、その後の決議で16から12に削減された。

- ・議員 1 人にかかる職責と仕事が多くなっている現実や、討議するための人数確保という視点から、議員定数 12 人を堅持することを方針づけている。

(5) 一般質問や議員選任監査のあり方など、議会活動の質の底上げに向けた方策

- ・通告書の提出から本会議までを点検し、効果的な質問のあり方について協議した。
- ・質問の効果を「執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治的責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させる（※議員必携より）」を再確認し、通告書の様式統一を行い、議員の発言に改善の余地があると判断されるときは、議会運営委員会において、適宜検討のうえ、議員申し合わせを行うこととする、という対応について整理した。
- ・議選監査委員の一般質問については、守秘義務の範囲は、情報公開請求の非開示事項に当たる部分という見解を確認し、一般町民からも納得が得られる質疑できる範囲について検討が行われた。

(6) 議会改革行動計画の位置づけ

- ・令和 7 年 1 月議会にて決議された。
- ・最終報告書で今後の検討とされた内容を中心に、議会運営委員会が主導して改革を推進するという体制が構築されている。

第4 得られた考察・学び

- ・議会改革を「報酬・定数」からではなく「議会・議員の役割整理」から着手し、住民参加・情報公開、議会機能強化、議員待遇までを一体で検討したことで、町民にも説明しやすい筋道が形成されていた。
- ・2 年間、計 35 回の委員会開催により、先進事例調査→委員間協議→提言の積み上げが行われ、最終報告書と決議により議会内の意思統一を図っていた。
- ・町民アンケート等を通じて、議会への期待や課題意識を可視化し、議会側の説明責任（なぜ改革が必要か、何を目指すのか）を補強していた。
- ・報酬改定は、報酬等審議会の審議を経て条例改正とすることで、手続の正当性を担保していた。



視察2 / 宮城県女川町 議員養成塾

視察日：令和7年12月19日(金)

9:00~11:00

説明者 宮城県女川町

女川町議会 議長 佐藤 良一氏

総務民生常任委員会 委員長 宮坂 千尋氏

議会事務局 局長 田浦 嘉則氏

【女川町概要】

- ・女川町（おながわちょう）は、牡鹿郡に属する太平洋沿岸に位置する町。牡鹿半島に位置しており、町の東側は太平洋に面する。日本有数の漁港である女川漁港があるほか、女川原子力発電所が立地することでも知られる。
- ・人口：約5,700人、面積：約65km²。
- ・町域は、三陸復興国立公園地域に指定されている。北上山地と太平洋が交わるリアス式海岸は天然の良港を形成し、カキ（牡蠣）やホタテガイ（帆立貝）、ギンザケ（銀鮭）などの養殖漁業が盛んで、金華山沖漁場が近いことから、地方卸売市場には暖流・寒流の豊富な魚種が数多く扱われる。



第1 観察の目的

女川町議会では、議員のなり手不足への対応として、住民を対象にした「議員養成塾」を実施した。遊佐町議会でも、令和5年6月の町議会議員選挙が無投票であった現実を踏まえ、議員定数・議員報酬の検討と併せ、将来にわたり議会機能を維持するためには、住民に「議

員という選択肢」を具体的に示し、立候補につながる入口づくりが不可欠である。

本視察では、①募集・周知の方法、②短期開催のカリキュラム設計、③議員全員による講師分担と運営体制、④経費・事務負担の見積り、⑤効果測定と次年度改善の考え方、を把握し、遊佐町議会における議員なり手不足対策の検討に活かすこととした。

女川町から、議員定数、選挙の状況、議員報酬についてまとめた資料をいただいている。

●議員定数	平成23年	16名	→	12名
	令和5年	12名	→	11名
●選挙の状況	令和5年	立候補	12名	投票率 67.99%
	平成31年	立候補	14名	投票率 68.77%
	平成27年	無投票		
	平成23年	立候補	13名	投票率 70.13%
	平成19年	立候補	17名	投票率 82.33%
●議員報酬	平成27年	240,000円	→	274,000円
	令和6年	274,000円	→	286,000円

第2 取組の概要

女川町議会では、議員のなり手不足対策として、令和7年6月～9月に「議員養成塾」を全5回開催した。平日19時から約1時間を基本とし、9月定例会の傍聴（本会議・決算審査特別委員会）をプログラムに組み込むなど、実際の議会活動を体感できる構成とした。各回の様子は、女川町議会だより（令和7年7月号・10月号）に詳述されている。

（1）各回の内容（議会だより記載事項の整理）

①第1回（6月5日）「住民自治と議会（議員）～議会と議員の役割」

開講式として議長が挨拶し、招聘した外部講師（武田裕樹氏：山形県町村議会議長会参与）による講義が行われた。議会の意思決定機能、議員に求められる説明責任等について講話がなされた。

②第2回（7月3日）「議員活動の実際・行政用語の解説」

各常任委員会・特別委員会等の活動内容を、委員長等が紹介するとともに、行政用語の解説を行い、質疑応答で参加者の疑問に対応した。

③第3回（8月21日）「議会での一般質問の仕方」

資料・スライドを用い、一般質問の目的、準備や通告作成のポイント、当日の進行・留意点等を説明し、参加者全員で一般質問に対する思いを共有する参加型の回とした（富谷市議会議員の視察参加もあった）。

④第4回（9月3日～10日）「議会の傍聴」

9月定例会の本会議及び決算審査特別委員会を傍聴し、議論の進め方や予算・決算の審査の実際を学ぶ機会とした。

⑤第5回（9月18日）「議員になるには～立候補から初議会まで～」

1期目・2期目議員が、立候補に至った経緯、選挙戦の実際、初議会で感じた責任の重さ等を語り、参加者が議員像を具体的に描けるよう工夫した。閉講式では、議員の人柄や専門性を知れた、議会の仕事が条例・予算だけではないと分かった等の声が寄せられた。

（2）運営体制・費用・参加状況

講師は議員全員が何らかの形で担当し、講義内容は各議員に委ねる方式であった。経費は外部講師の交通費程度で、その他消耗品等は既存予算の範囲で対応したという。受講者は当初8名で、途中から1名増えて計9名、その内町外から3名の参加があった。町外参加者の中には、自分の住む自治体が無投票であったことから議員とはどういうものかに興味関心が湧いたため参加したという方もいた。参加者個別に立候補意向については確認していないが、地域でイベントを行う中で民間の立場での限界を感じて議員養成塾に参加したという方もおり、その方については議員になることに前向きであると認識しているとのこと。

（3）次年度以降の方向性

次年度も継続開催を予定しており、初回参加者とリピーターでクラス分けを行い、リピーターにはよりレベルの高い講座を検討するなど、改善を重ねながら運用する方針である。

第3 主な調査事項

（1）開催に至る経緯

- ・将来的な議員のなり手不足を懸念し、議長の発案により企画された。
- ・議会運営委員会が中心となり詳細を固め、常任委員会の委員長とも協議を重ねた。
- ・開催のタイミングとしては、女川町議會議員の任期が令和5年11月13日～令和9年11月12日であることから、選挙への準備期間も踏まえての開催となった。

（2）参加者募集（周知方法、町外参加の扱い）、参加動機の把握

- ・議会だより、SNSにて周知を行った。
- ・町外参加者については協議が行われたが、近隣自治体で無投票があったことも踏まえ、参加を受け入れた。
- ・個人情報については収集しておらず、氏名・住所・連絡先のみを確認しており、参加者の年齢等は確認していなかった。

（3）効果測定（アンケート、立候補意向の把握）と次年度改善

- ・参加者にアンケートは取ってはいないが、「議員になってからのスケジュールが知りたかった」、「選挙のアドバイスもほしかった」という意見が寄せられた。それらも踏まえて次年度の開催を検討している。立候補意向については個別に確認はしておらず、次回選挙にどれだけ立候補者がいるかが効果測定の指標となる。

第4 得られた考察・学び

- ・平日夜の短時間×複数回という設計により、仕事を持つ住民でも参加しやすく、運営側の負担も抑えられていた。
- ・「役割理解→委員会活動→一般質問→傍聴→出馬のリアル」という流れで、議会の全体像から実務へと段階的に理解を深める構成となっていた。
- ・議員全員が講師を分担することで、議会としての当事者意識が高まり、住民側も議員の人柄や専門性に触れる機会となっていた。



3. 総括

本視察を通じ、①議会・議員の役割整理を起点に据えた議会改革の体系化と、②議員のなり手不足に対する実践的な入口づくり、の2点が、今後の遊佐町議会にとって重要な論点であることを再確認した。

川俣町の事例は、議員報酬・議員定数といった個別テーマのみを先行させるのではなく、住民参加や情報公開、委員会活動の質の向上と併せて整理し、行動計画として点検・改善を継続する枠組みの有効性を示している。

女川町の事例は、限られた経費・人的資源でも、短期・夜間の講座設計により住民の参加機会を確保し、議会への関心を「立候補の検討」へつなげ得ることを示している。

今後、議会運営委員会としては、これらの知見を踏まえ、議会・議員の役割整理、議員のなり手不足対策等について、全員協議会・議会活動等に関する調査特別委員会とも連携しながら検討を進めたい。

以上